

## 小豆島町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、自主的に運転免許証を返納した高齢者に対する支援事業について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期限内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、その者が受けたすべての免許の取消しを申請して、運転免許証を公安委員会に返納することをいう。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本町の住民基本台帳に登録されている満65歳以上の者で、運転免許証を自主返納した者とする。

### (事業の内容)

第4条 町長は、前条の対象者に対し、申請年度から3年間を限度に、予算の範囲内において、別表の物品を支給するものとする。

### (申請方法)

第5条 前条の規定による物品の支給を受けようとする者は、小豆島町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

- 2 第1項による申請は、公安委員会が交付する運転免許の取消通知書の交付の日から起算して3月以内に申請しなければならない。ただし、2年目以降の申請はこの限りでない。

### (資格喪失)

第6条 前条第1項により申請した者が死亡又は転出等によりその資格を喪失した場合、申請者又は申請者と同一世帯にある者は、未使用の回数券及びタクシー助成券について速やかに返還しなければならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成22年7月1日以後に自主返納をした者から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

物品名及び 数量	<p>下記の①②いずれかを選択し、Iruca カードと併せて支給するものとする。</p> <p>①小豆島オリーブバスセット回数乗車券（3,400 円分） 6 冊</p> <p>②小豆島オリーブバスセット回数乗車券（3,400 円分） 3 冊</p> <p>タクシー助成券 9,000 円分</p> <p>※ただし、令和2年度までの申請者については、申請月が年度途中であった場合、4年目は36月から過去に支給した月数を差し引いた月数分の①②いずれかの方法により算定し、支給するものとする。</p> <p>また、Iruca カードについては、3年間のうち1回限り支給するものとする。</p>
-------------	---